

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件名	議会だより発行業務における、個別ポスティングのための区広報紙個別ポスティング名簿の目的外利用について
----	--

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【諮問】

◇第11条第2項第5号（目的外利用）

(担当部課 : 議会事務局)
担当係 調査管理係 担当者 内村 知子 内線 (5213)

事業の概要

事業名	議会だより発行業務における議会だよりのポスティング
担当課	議会事務局
目的	区内在住で、新聞を購読していないため新聞折り込みによる議会だよりの配布がされていない方に対し、個別配布（ポスティング）を行うことにより自宅へ配送する手段を確保し、広く議会情報を提供する。
対象者	新宿区広報紙「広報しんじゅく」でポスティングを実施している方（広報紙を折り込み配布している新聞（朝日・産経・東京・日本経済・毎日・読売）を購読しておらず、広報紙を配布している区施設や主な駅・スーパー・新聞販売店等へ出向くことが難しい高齢者・障害者など、自宅へのポスティングを希望する方）
事業内容	<p>議会だよりは新聞6紙折り込み配布のほか、区の主要施設、区内の駅・スーパー等で配布しているが、新聞を購読していない高齢者・障害者等、外出の困難な区民が購読できない状況であるため、新たに宅配の事業（ポスティング）を開始する。</p> <p>区広報「広報しんじゅく」において、先行して平成20年度より同様の趣旨によるポスティング事業を実施しているため、区広報の名簿を利用して事業を実施するもの。</p> <ol style="list-style-type: none">議会だよりの概要 名称：「新宿区議会だより」 年4～5回発行 タブロイド版4色刷り8面（臨時会号は2面）配布方法 対象者名簿により自宅ポストに投函

別紙(目的外利用関係)

- ◆1. 目的外利用(第11条第2項第5号関係)・・・諮問事項
- ◇2. 緊急の目的外利用(第11条第5項関係)・・・事後報告

件名 議会だより発行業務における、個別ポスティングのための区広報紙個別ポスティング名簿の目的外利用について

保有元及び保有情報		利用先及び利用情報	
保有課	区政情報課	利用課	議会事務局
登録された個人情報業務の名称	広報紙個別ポスティング業務	登録された(登録する予定の)個人情報業務の名称	議会だより発行業務
情報はどのような媒体に記録されているか	紙	情報はどのような媒体で提供を受けるのか	紙
登録業務で保有している情報項目は何か	住所 氏名 電話番号	左欄のうち利用する情報項目	住所 氏名 電話番号
何のために保有しているのか	区広報紙のポスティングを希望する区民への配布のため	何のために目的外利用するのか	議会だよりを個別ポスティングするため
緊急時の利用の場合における本人通知の状況	***** *	目的外利用の時期・期間	平成21年4月1日から以降継続